

市では、市民の皆さんに市役所の人事行政の運営状況をご理解いただくため、職員の任免（採用、退職、処分等）や給与・勤務条件などの状況を公表しています。  
平成29年度の状況は、以下のとおりです。

## I 人事行政の運営等の状況の概要

### 1 任免及び人数に関する状況

#### (1) 部門別職員数の状況と増減数（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
一般行政部門	議会	8	8	0	
	総務	157	160	3	業務強化
	税務	57	57	0	
	民生	186	199	(※) 13	業務強化、配置換え
	衛生	77	77	0	
	農水	31	33	2	欠員補充
	商工	14	15	1	業務強化
	土木	86	88	2	業務強化
	小計	616	637	21	
政特別 部門	教育	98	82	(※) ▲16	業務委託化
	消防本部	170	167	▲3	派遣終了、退職不補充
	小計	268	249	▲19	
普通会計部門の合計		884	886	2	
会計部門 公営企業等	病院	451	459	8	業務強化、欠員補充
	水道	29	30	1	業務強化
	下水道	23	23	0	
	その他	42	43	1	業務強化
	合計	545	555	10	
富士宮市総計		1,429	1,441	12	

職員数は市長や副市長などの特別職以外の職員数です。また、フルタイム勤務の再任用職員（短時間勤務を除く。）が含まれています。

(※) 学校給食センター調理及び配送業務委託に伴い、調理師の配置換えを実施したことによる増減となります。

## (2) 採用及び退職の状況（平成28年度）

職種	採用 （※1） （人）		離職（人）（※2）								
	再任用 （※3）	退職	退職					免職		失職	合計
			定年	早期 応募	普通	死亡	任期 満了	分限	懲戒		
一般事務	17	17	12	3	4	—	—	—	—	—	19
司書	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	0
学芸員	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
保育士	7	1	6	—	1	—	—	—	—	—	7
社会福祉士	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
指導主事	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2
土木技師	3	4	3	—	2	—	—	—	—	—	5
建築技師	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	0
電気技師	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	0
機械技師	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
保健師	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
用務員	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	0
調理師	—	1	—	1	1	—	—	—	—	—	2
機械操作士	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	0
消防吏員	3	—	3	—	3	—	—	—	—	—	6
医師	21	—	—	—	22	—	—	—	—	—	22
薬剤師	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
臨床検査技師	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
臨床工学技士	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
作業療法士	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
理学療法士	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
言語聴覚士	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
看護師	19	1	2	—	14	—	—	—	—	—	16
合計	81	31	26	4	53	—	—	—	—	—	83
	112										

（※1）平成28年4月2日から平成29年4月1日までの間に採用した人数です。

（※2）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に離職した人数です。

（※3）フルタイム勤務の再任用職員（短時間勤務を除く。）の人数です。

## 平成29年度早期退職者募集実施要項

### 1 対象者の範囲

行政職給料表並びに医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用者のうち、平成30年3月31日に年齢45歳以上60歳未満の者で、勤続20年以上の者

ただし、懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合におけるものを除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者を除く。

### 2 募集する人数

20人程度

### 3 募集期間

平成29年5月11日(木)から平成29年5月25日(木)まで(土日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 認定を受けた応募者の退職日

平成30年3月31日

### 5 応募方法等

希望者は募集期間内に早期退職希望者の募集に係る応募申請書を任命権者に提出するものとする。

応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書を任命権者に提出するものとする。

### 6 任命権者の認定

任命権者は、応募申請書の提出があった場合は、認定を行い、その結果を応募者全員に6月末日までに通知します。

※ 任命権者は応募者を原則として認定しますが、応募者が応募後に懲戒処分を受けた場合、応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合等においては認定しないことがあります。

### 7 退職手当の優遇措置

富士宮市職員の退職手当に関する条例第4条、第5条及び第5条の3により、退職手当の基本額が自己都合による退職の場合と比べ優遇されるほか、退職手当の額の基礎となる給料月額に定年年齢と退職年齢の差に相当する年数1年につき給料月額の3%(その差が1年である場合は2%)が加算されます。

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況(平成28年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
44,173,507千円	7,877,978千円	17.8%

(注) 普通会計とは、一般会計に市立学校給食センター特別会計を合わせたものです。金額は決算統計の数値です。

## (2) 職員給与費の状況（平成29年度普通会計当初予算）

職員数（人） A	職員給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	
897人	千円 3,275,082	千円 725,067	千円 1,287,222	千円 5,287,371	5,894,505円

（注）職員手当には退職手当を含みません。

## (3) 初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分	富士宮市		国	
	一般行政職	大学卒	184,800円	総合職
高校卒		150,500円	一般職	178,200円
技能労務職	高校卒	146,100円	高校卒	146,100円
				143,500円

## (4) 経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

区分		経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年
一般行政職	大学卒	272,285円	320,372円	369,715円
	高校卒	—	281,250円	331,275円

（注）経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数です。

## (5) 平均給料・給与月額及び平均年齢の状況（平成29年4月）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	313,576円	385,858円	41.7歳
技能労務職	339,337円	384,232円	52.5歳

（注）給与とは、給料及び職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等）の合計です。

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年の構成比
1級	事務員・技術員	54人	10.1%	9.5%
2級	主事・技師	125人	23.3%	23.8%
3級	主査	56人	10.4%	9.1%
4級	主査	63人	11.8%	11.9%
5級	係長・主任主査	80人	14.9%	15.7%
6級	主幹	87人	16.2%	17.2%
7級	課長	57人	10.6%	10.0%
8級	部長	14人	2.6%	2.8%
合計		536人	100.0%	100.0%

（注）職員の給与に関する条例に基づく一般行政職給料表の級区分による職員数であり、医療保健職、福祉職、税務職、企業職、技能労務職は含まれていません。

標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## (7) 期末・勤勉手当の状況 (平成29年4月1日現在)

(単位：月分)

区分	富士宮市			国		
	期末手当	勤勉手当 (注)	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	1.225	0.84	2.065	1.225	0.85	2.075
		～	～			
12月期	1.375	0.86	2.085	1.375	0.85	2.225
		～	～			
合計	2.6	0.84	2.215	2.6	1.7	4.3
		～	～			
		0.86	2.235			
		1.68	4.28			
		～	～			
		1.72	4.32			

(注) 前年度の人事評価(業績評価)結果により、原則、成績上位者は0.86月分、それ以外の職員は0.84月分

※職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。

## (8) 退職手当の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	富士宮市		国	
	自己都合	定年・応募	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	同左	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
勤続30年	36.105月分	42.4125月分		
最高限度	49.59月分	49.59月分		
1人当たりの平均支給額	—	応募 19,400,415円 定年 24,220,255円	—	

(注) 1人当たりの平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

## (9) その他の主な手当の内容

## ア 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給職員1人当たり平均支給年額	117,184円	
支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
3%	全職員	0%~20%

## イ 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給職員1人当たり平均支給年額(28年度普通会計決算)	66,616円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度普通会計決算)	45.1%		
手当の種類(手当数)	20種類		
代表的な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する単価
普通税務手当	収納課、市民税課、資産税課	市税等の賦課、徴収業務	月額3,500円
福祉業務手当	福祉総合相談課、介護障害支援課、子ども未来課	福祉事務所勤務職員の指導保護等の業務	月額3,500円
保育業務手当	保育園	保育業務	月額3,000円
心身障害児保育業務手当	あすなる園	あすなる園業務	月額4,500円
家畜類等死体取扱作業手当	生活環境課	家畜類等の死体の取扱作業	1件500円
有害薬品取扱手当	生活環境課	危険性を有する薬品を取扱う業務	日額200円

行旅病人取扱手当	福祉総合相談課	行旅病人の収容作業	1件 1,000円 (午後6時から翌日午前6時までは1,500円)
行旅死亡人取扱手当	福祉総合相談課	行旅死亡人の収容作業	1件 3,500円 (午後6時から翌日午前8時までは5,000円)
消防手当	消防吏員	消防業務	月額 3,000円

ウ 時間外勤務手当（平成27、28年度普通会計決算）

28年度	支給総額	244,562,371円
	1人当たり支給年額	279,180円
27年度	支給総額	256,820,146円
	1人当たり支給年額	293,844円

エ 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成29年4月1日現在）

	内 容	国の制度との異同	国の制度
扶養手当	配偶者 月額 1万円 子 月額 8,000円 父母等 月額 6,500円 ・配偶者のいない場合の1人目 子 月額 1万円 父母等 月額 9,000円 ・上記に加えて16～22歳到達年度にある子 月額 5,000円	同じ	
住居手当	・月額12,000円を超える家賃の支払者 家賃の月額によって月額100円～27,000円 ・上記以外で住居をもつ主たる生計維持者 月額4,500円	異なる	・月額12,000円を超える家賃の支払者 家賃の月額によって月額100円～27,000円
通勤手当	<b>【支給対象者】</b> 片道2km以上の通勤者  [交通機関等利用者] 実費支給 55,000円超は2分の1加算 [乗用車等の使用者] 片道2km以上4km未満 6,400円 片道4km以上6km未満 8,200円 片道6km以上8km未満 9,600円 片道8km以上10km未満 11,400円 片道10km以上12km未満 13,200円 片道12km以上14km未満 14,700円 片道14km以上16km未満 16,200円 片道16km以上18km未満 17,300円 片道18km以上20km未満 18,400円 片道20km以上25km未満 19,900円 片道25km以上30km未満 21,100円 片道30km以上35km未満 22,300円 片道35km以上40km未満 23,500円 片道40km以上45km未満 24,700円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円 [併用者(交通機関と乗用車等)] 55,000円超は2分の1加算	異なる	<b>【支給対象者】</b> 片道2km以上の通勤者  [交通機関等利用者] 最高支給限度額 *55,000円 [乗用車等の使用者] 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,100円 片道15km以上20km未満 10,000円 片道20km以上25km未満 12,900円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円 [併用者(交通機関と乗用車等)] 最高支給限度額 *55,000円 *新幹線等利用者は20,000円を限度に加算有

(10) 特別職の給与等の状況（平成29年4月1日現在）

		月額	期末手当の支給割合
給料	市長	931,000円	6月期 2.075月分 12月期 2.225月分 計 4.3月分
	副市長	735,000円	
	教育長	686,000円	
議員報酬	議長	495,000円	6月期 2.075月分 12月期 2.225月分 計 4.3月分
	副議長	441,000円	
	議員	421,000円	

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分 ～13時00分

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成28年）

区分	一人当たり 平均使用日数
市長部局等	7日7時間
教育委員会	9日5時間
消防	9日6時間

(3) 育児休業及び部分休業の取得者数（平成28年度）

区分		育児休業	部分休業
市長部局等	男性	—	—
	女性	30人	4人
教育委員会	男性	—	—
	女性	2人	—
合計	男性	—	—
	女性	32人	4人

(注) 当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数です。

(4) 休暇の導入状況（平成29年4月1日現在）

年次有給休暇	1 暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越せる。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限度必要と認められる期間で、原則として180日以内
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、配偶者の出産、忌引、夏季、被災、生理、妊婦の健康診査など。
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷や疾病などにより日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、通算して6月以内で必要と認められる期間。(無給)

(注) 各休暇の取得要件などは、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び同規則により定められています。

4 分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数（平成28年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	—	—	4人	—	4人
教育委員会	—	—	1人	—	1人
合 計	—	—	5人	—	5人

休職の5人は、心身の故障によるものです。

(2) 懲戒処分者数（平成28年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	—	1人	1人	—	2人
教育委員会	—	—	—	—	0人
合 計	—	1人	1人	—	2人

5 サービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

区 分	概 要
免除の対象となる主な場合	地方公務員法第35条の職務専念義務は、次のような場合に免除されます。 ア 研修を受ける場合 イ 健康診断を受ける場合 ウ 職員団体の交渉等、特定された活動に従事する場合 エ 国や地方公共団体の職員としての職を兼ね、その事務等を行う場合 オ 市行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務等を行う場合 カ 国や地方公共団体の機関、学校その他公共的団体等の依頼を受けて講演等を行う場合

(注) 免除される場合や免除の期間などは、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」により定められています。

(2) 兼職・兼業の許可件数（平成28年度）

区 分	許可件数	主な許可事例
市長部局等	6件	国際交流協会の事務従事、国民生活基礎調査員業務など
教育委員会	0件	
合 計	6件	

(注) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。



6 研修の状況（平成28年度）

区 分	概 要
市長部局等	地方公務員法第39条に基づく勤務能率の発揮及び増進のための研修を行いました。富士宮市人材育成基本方針に定める「職階別の役割と求められる能力」を開発し発揮するため、平成28年度も富士宮市職員研修規程に基づき、基本研修、派遣研修、専門研修及び特別研修を行い、延べ4,521人が受講しました。また、上司が部下職員に対して仕事を通じ指導・育成を図る職場研修を行いました。
教育委員会	

7 人事評価の状況（平成28年度）

区 分	概 要
市長部局等	平成26年5月の地方公務員法改正に伴い、能力及び業績に基づいた人事管理を行うための新たな人事評価制度を導入しました。 評価結果は、昇給や勤勉手当に反映される他、配置換えなどに活用します。
教育委員会	

8 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（平成28年度）

区 分	富士宮市
一般検診 (胃検診含む。)	対象人員 1,432人
	受診人員 1,328人
	受診率 92.7%

(2) 公務災害等の認定状況等（平成28年度）

区 分	市長部局等	教育委員会
公務災害	9件	1件
通勤災害	1件	0件
合計	10件	1件

(3) その他主な福利厚生事業の概要（平成28年度）

概 要
<p>■被服の貸与■ 医療職、保育職、技術系職員等に対して被服を貸与</p> <p>■互 助 会 ■ 地方公務員法第42条及び富士宮市職員の共済制度に関する条例に基づき互助会を設置し、各種のレクリエーション事業を実施し、職員の元気回復に努めています。</p> <p>【富士宮市職員互助会】 会 員 数 1,420人（平成28年4月1日現在） 会員掛金額 1,060万8,248円（会員給料月額×2/1,000） 市助成金額 なし</p>

9 退職管理の状況

平成28年4月1日に施行された地方公務員法の一部改正により、元職員による現職職員への働きかけが規制されたことから、本市においても退職管理条例を制定するなど職員の適正な退職管理の確保に取り組んでいます。

(1) 元職員による働きかけの規制

退職して営利企業等に再就職した職員が、離職前5年間（離職前5年より前に課長級以上の職に就いていたことのある職員は、その職に就いていた期間も含む。）に在職した部署の市の職員に対して、再就職先との間で締結される契約等事務について、離職後2年間（在職中自らが最終決裁権者として決定したものについては当該契約等の有効な期間）、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。

(2) 再就職情報の届出

本市を退職した課長級以上の職に就いたことがある職員が、離職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、再就職情報を届け出なければなりません。

平成28年度に退職した職員のうち、課長級以上の職に就いていた職員からの再就職情報の届出状況（平成29年8月1日現在）は下表のとおりです。

	再就職の届出 があった者	再就職先		
		民間企業	公共的団体等	国・他の地方公共団体
課長級以上の職 にあった職員	2人	1人	1人	0人

## II 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員によってなされた勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てを審査し、これらに対して必要な措置を講ずる機関です。

平成28年度は、公平委員会に対する職員からの措置要求及び不利益処分に関する不服申立てがありませんでした。